



あおぞら

# 明石通信

発行責任者 明石洋子

2017年(平成29年)1月25日発行

(↑鹿児島空港、屋久杉の写真の前にて)

(元旦初詣は、那須塩原の金乗院那須波切不動尊で↓)

今年は酉年、飛翔の新年があげました。皆様お元気で過ごしのこととお慶び申し上げます。昨年私は「古来稀なる年」を迎え、今年また年を重ねます。この年齢で、あおぞら共生会（副理事長）はじめ、川崎市自閉症協会（代表理事）、かわさき障がい者権利擁護センター（理事長）、かみひこうき（副代表）等、社会福祉法人や一般社団法人の重要な役職について、「障害者が安心してあたりまえに地域に生きる」（親亡き後も）運動をしてきておりますが、古稀を過ぎた今、気力だけでやっており、若い方々がこの運動を引き継いでくれるよう、早く世代交代をしたいと願っております。



親しい友人が亡くなり、また今年も「喪中」のはがきがたくさん来ており、心よりお悔やみ申し上げます。やらなければならないことがまだまだ多くあり、残されたものとしては、頑張らなくてはと思っていますが……。今年も皆様にご支援ご協力をお願いして、（主人の干支の）「酉年」にふさわしい飛躍した、充実した一年にしたいと思っています。

昨年は地震や豪雨、酷暑の夏、そして大寒波の冬と、大自然の怒りのような天候が続き、また事件事故、トラブルが例年になく多く、激動の年でした。特に昨年7月26日未明、神奈川県立津久井やまゆり園の元職員が、障害者の存在を否定して、19人を刃物で短時間に殺害すると言う、痛ましい凶悪な事件が起き社会に強い衝撃を与えましたが、障害当事者及び家族にとっては、障害者に対する偏見や差別的思考から引き起こされた事件と知って、心に深い傷と痛みが、今なお強く残っています。

神奈川県では、このようなことが二度と繰り返されないよう、共に生きる社会の実現をめざし「ともに生きる社会かながわ憲章」が定められました。下記の4項目です。

## ともに生きる社会かながわ憲章

平成28年10月14日 神奈川県

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がいの社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

この殺傷事件を検証していた厚生労働省などの有識者検討会（座長＝山本輝之・成城大教授）が、公表した最終報告書の要旨にも、課題として、

- 〈1〉 全ての人々が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を実現すること
- 〈2〉 措置入院者の退院後の継続的な支援が確実にいえるよう制度的な対応を検討すること
- 〈3〉 措置入院中の診療内容を充実させること
- 〈4〉 社会福祉施設などの防犯対策を進めること・・・が提示されました。

特に大事な「共生社会の推進」として、『事件は障害者への身勝手な偏見や差別意識が背景となって引き起こされたものと考えられる。政府は、障害の有無にかかわらず多様な生き方を前提に、共生社会の構築を目指す姿勢を明確に示し、今年4月に施行された障害者差別解消法の理念などを周知・啓発していくことが必要である。学校教育の段階でも、人権や

共生社会に係る教育を進め、あらゆる場において「心のバリアフリー」の取り組みを充実させるべきだ。』と述べています。

左は私の講演でのパワーポイントですが、市民対象の講演が多くなっています。

福祉が保護・管理・収容だった時代から「地域の中で生きる」をモットーに、子育ておよび市民活動をしてきました。「サービス業は作業所として認めない」との時代、「欲しいサービスが無いなら自ら作ろう！汗も流そう、お金も出そう」

の心意気で運動しました。同じ意志を持つ仲間とともに、八百屋（あおぞら）のトラックを譲り受け、引き売りから初めたのです。やっと「サービス業」の八百屋を認めてもらい、平成元年にトラック「あおぞら」の家（ハウ

ス）として、作業所「あおぞらハウス」を立ち上げ、運営母体の「あおぞら共生会」をスタートさせました。ボランティアの任意団体から、NPO、そして社会福祉法人になり、この30年間「地域で共に生きる」がスローガンです。2000年の社会福祉基礎構造改革、支援費制度、自立支援法、総合支援法と、やっと法律や制度が「地域」や「本人主体」になって、福祉施設全てが「地域の中で」となり、嬉しく思っています。パン屋さんや喫茶店などサービス業も増えましたね。しかし、「地域に生きる」が本流となり、「障害者差別解消法」がスタートした2016年に、この事件が起きたのです。

平成28年12月10日(土) 愛知県自閉症協会・つぼみの会講演会 豊橋市にて

### 隣に住んでもあたりまえ、隣で働いても

#### あたりまえとなる共に生きる社会に



「私の親としての生き方と我が子の育て方」  
多様な選択ができる地域の中で、あたりまえに、家族が切り離されることなく、徹之も共に生きよう！  
徹之の意思を大切に「思い」を育て、「自己決定で生きる力」(生きる力)を育てよう！=子育てや教育の目的  
→そして福祉は、その「思い」に寄り添う支援を。  
\*「地域」と「本人主体」をキーワードに40年実践

「ありのままの子育て」(徹之の自伝)



2000年家族4人(川崎大前)で撮影

幸せの青い鳥は「施設」でなく「地域」にいてと気付いた！  
\*「障害が不幸」と思った理由⇒幸せになる育て方生き方を探る  
① 生きる場が狭まれている⇒地域の中に生きる場を作る  
→入所施設以外に多くの選択肢を、わが子に提示したい(権利)  
② 同僚横れみや差別偏見を受けるとそれは知らないから  
→とにかく知ってもらふこと⇒正しい理解と適切な支援を(啓発)

社会福祉法人あおぞら共生会 副理事長  
一般社団法人川崎市自閉症協会 代表理事 明石洋子(愛知師範社会福祉士)



神奈川県は、「津久井やまゆり園」再生の県の基本構想策定の公聴会（29年1月10日開催）での意見を踏まえて、3月末までに構想を固め、2019年度に着工、20年度の完成を目指す予定とのこと。事件に遭遇した入居者のみなさんはあの場所、大型の入所施設で、本当に再び暮らしたいのでしょうか？ 周りの方々は、意思決定支援をして、本人の意向を聴

いているのでしょうか？

「意思決定支援」とは、人権擁護の視点を持って、社会的障壁の除去を行い、合理的配慮を実践して、本人の意思を固めてもらい、行動してもらうために行う支援です。

長年、入所等の進路や生き方も本人の**意思の確認**をされずに周りが決めている現状があります。当時は、**意思の形成**の支援をされなかったので**意思**を表出するすべを知らず（むし

**親は自己決定 意思決定支援** **自分らしく生きるには：～したいの保障**

当たり前前の生活を、誰からも管理されたり強制されたりではなく、自分の意思で選んで、主体性をもってつくりだす(本人主体)。そんな人生を送りたい。親亡き後も…。→権利擁護

自分らしく生きる基本＝「自分が何をしたいか(自己決定)」を支援する) 社会的障壁を取り除き、合理的配慮をして、**意思決定支援**をすること。 **神奈川県社会福祉センター**

最初から**自己決定**はできない。幼いうちから「選ぶ」ということをさせておけば、その経験が成長したとき「自己決定」となる。適切かつ十分な支援があれば、重い障害があってもその人なりの自己決定はできる。支援の欠如や不適切なかわりに気づかず、障害者が自己決定できないのはその人の障害にあると決めつけているのではないだろうか？ 本人がわかる十分な情報提供や教育や社会経験が保障されれば、自己決定は可能となるだろう。どのような重い障害のある人でも、人として思いがある。ただ、その思いを引き出すには、特性を理解し、じっくり付き合う・信頼関係を作る・コミュニケーションスキルを工夫する等が必要。障害の概念が、医学モデル(本人の問題:障害の克服)から社会モデル(排除する社会の問題:変わるべきは社会)へ転換がなされた。障害者も健常者も、お互い尊重し合って、ともに歩みよること。

**徹之への実践(知的障害と自閉症):本人の意志が分かりづらい人への支援例**

- \*コミュニケーションスキルに合わせて、本人が分かる方法で!
- \*実物・写真・カード・図表などで選択肢を提示する(見て分かる!)
- \*楽しい経験を積んで、概念形成をする(経験してはじめて意味が分かる)

**徹之の自己決定:高校に行きたい・清掃員で働きたい・公益目録を受けたい**

→徹之の次の目標「お仕事ががんばります!」の次は、結婚がんばります!!

**支援には、豊富な選択肢と、失敗しても支えてもらえるという安心感(信頼関係)が必要。合理的配慮として具体的な・視覚的・肯定的なかわりをする。**

ろパニックが意思の表れ?)、周りは「自己決定の尊重」どころか**意思の実現**さえ手抜きしてしまっているように思います。今回、入所者に「入所施設がいいか、グループホームがいいか」と選択肢を出しても、他方を経験していない以上概念形成は不可能で、他方を選択することはありえないようですね。体験し(意味がわかる)、視覚支援などして本人がわかる情報提供ができて初めて、本人の意思を引き出せます。

上記の私の講演スライドに「本人の意思がわかりづらい人の支援」を書いています。本人がわかる情報提供や社会経験、教育が保障されれば自己決定は可能になるでしょうが、そのためには、特性を理解し、じっくり付き合って信頼関係を作ることが不可決です。親はじめ支援する人は、基本に人権擁護の視点を持たなければなりません。本当に私たちは、人権意識を持って、あらゆるコミュニケーション手法を使って、本人の意思を探っているのでしょうか? 「自己決定できないのは障害があるから」と決めつけてはいないのでしょうか?

重い障害があっても、意思はあり、その人なりの自己決定はできると思い、徹之の意思を探ってきましたが、強く確信したのは、2010年成年後見法世界会議(in 横浜)の宣言を聞いた時でした。「どのような障害の重い人でも意思決定能力がある」と宣言されたのです。

「目から鱗」でした。それまで私は、日本の「成年後見制度」は判断能力が不十分なため不利益をこうむらないための「人権擁護」のツールで、本人を護るためのもの。少々の権利制限は仕方が無いのだろうと思っていました。



ただ禁治産者制度から代わってできた日本の成年後見制度は、「後見」（禁治産）、「保佐」（準禁治産）に加えて、「補助」類型が新設されたにもかかわらず、補助類型は少なく、包括的に権利制限を行う「後見」類型の利用が圧倒的に多い現状で、安易に「判断能力が無い」と決めつけているように感じていました。

2010年成年後見法世界会議（in 横浜）では、次の5点が宣言されました。

#### 成年後見制度の基本原則（宣言）

- （1）人は能力を欠くと確定されない限り特定の意思決定を行う能力を有すると推定されなければならない。
- （2）本人の意思決定を支援するあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのであれば、人は意思決定ができないとみなされてはならない。
- （3）意思能力とは「特定の事柄」「特定の時」の両方に関連するものであり、行おうとする意思決定の性質及び効果によって異なること、また同じ人でも一日の中で変動し得ることを立法にあたっては可能な限り認識すべきである。
- （4）保護の形態は、本人を守ろうとするあまり全面的に包み込み、結果としてあらゆる意思能力を奪うものであってはならず、かつ本人の意思能力への制約は本人または第三者の保護に必要とされる範囲に限定されるべきである。
- （5）保護の形態は適切な時期に独立した機関により定期的に見直されるべきである。

（参考）イギリス2005年意思決定能力法 5大原則 \*イギリスは成年後見（代行）の前に「意思決定支援」を行う  
第1原則：意思決定能力存在の推定の原則、第2原則：エンパワーメントの原則、第3原則：不合理に見える意志決定  
第4原則：ベストインタレストの原則、第5原則：必要最小限の介入の原則、

1、2、3は「意思決定支援」、4、5のみが「意思代行」

前号でも話しましたが、27年10月1日に、幕張メッセ国際会議場で日弁連全国大会が開催され、最初の「講演1」に明石徹之が登壇しました。大会のテーマが「成年後見制度から意思決定支援制度へ」です。各界の提言のおかげで、昨年春成立した「成年後見制度利用促進法」は、成年後見制度の見直しを宣言しています。前号の「明石通信」で見直して欲しい課題など書いていますが、さてさて課題が解決するのはいつでしょうか？



代理決定でなく意思決定できるよう支援を尽くす、すなわち意思決定支援の最優先を期待しています。

また、相模原事件の犯行は、通り魔でなく、元職員が内部（内側）で優生思想を醸して、障害者への身勝手な偏見や差別意識が背景となっているのが、問題です。

（↑日弁連大会、徹之講演）国や自治体、川崎市も「障害がある人もない人も共に生きる社会」（共生社会）を、「ノーマライゼーションプラン」として長年推進してきました。これから更に「障害者差別解消法」の理念などを周知・啓発していくことが必要ですね。学校教育の段階でも、人権や共生社会についての教育を進め、あらゆる場で「心のバリアフリー」を推進していただきたいと思います。徹之の親としても、親の会でも、権利擁護センター、社会福祉法人でも社会貢献も兼ね、「啓発」活動の充実に取り組んでいきたいですね。

頑丈な施錠の「防犯」と言ったハード面でなく、人権擁護の啓発などソフト面の対策を求めます。今回の事件で、人が潜在的に持っていることが判明した「同情、憐れみ、差別、偏見と言う意識のバリア」の解消、すなわち「心のバリアフリー」ですが、その推進が、再犯防止の解決策と思われます。とにかく出あい、ふれあってこそ、理解し、支援する関係ができます。共に遊び、共に学びの延長に、共に働き、共に暮らしができる、本当の「共生社会」が実現できるのではないのでしょうか？

**40年間の出会いに感謝** **専門家や当事者から学ぶ⇒目からうろこ**


孤独感と不安感で、仲間が欲しい⇒地域訓練会(親の自主運営の訓練会)を運営する。地域訓練会で専門家から「障害があっても、社会の一員として当たり前に見えるノーマライゼーション」の理念を学ぶ ⇒「共生」を理論武装して地域に飛び出す！  
地域の壁にひるむ ⇒ 身体障害の方から「当事者性」を学ぶ。  
(本人の思いは同情や哀れみはいらぬ。同情を乞う行動をするような親は人権侵害をしている=親は敵?)

**1975年障害者の権利宣言**

1975年(弟誕生、徹之障害児と診断された年)「障害者の権利宣言」(国連):目からうろこ  
「障害者は、人間としての尊厳が尊重されるという生まれながらの権利を有している。  
障害者は、障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を持ち、このことは、まず第一に、できる限り普通道、また十分に満たされた、相応の生活を営むことができる権利を有することである。(→障害者権利条約 2014年1月20日日本批准!←国内法改正)

**本人中心主義  
意思決定支援と合理的配慮**

**\*当時の私は権利宣言を知って:治療に奔走するより、「自立と共生を子育ての目標に」  
⇒大切なのは教育(家庭教育と学校教育)⇒共に学び育つこと(共生)**



「隣に住んでもあたりまえ、隣で働いてもあたりまえ」の世の中に早くなって欲しいです。

同じく左記は、私の講演のスライドです。私も徹之が障害児と診断された時、「不幸な子を持つ不幸な親」と絶望し、わが子が生きる場は入所施設しかないと思っていました。しかし、違いました。専門家からノーマライゼーションを、当事者から当事者性を教えていただき、また国連の「障害者権利宣言」(1975年)

を知って、「目から鱗」の思いがしました。「親の私が我が子をかわいそうと思って、周りに同情を乞うような行動をすることが、人権侵害」と言われました。徹之をかわいそうな存在にしないためには、私はどのように生きればいいのかと考えました。

「障害=不幸」と思ったのは、①生きる場が狭まっているからと、②同情、憐れみ、差別、偏見を受けるからと思い、①は「選択肢を地域の中に豊富に作る」こと、②は知らないから起こることで、私も徹之の母でなかったら今でも障害者はかわいそうと思っただろうと考え、とにかく「知ってもらう」ことと思いました。

彼の権利擁護と近隣への啓発が両輪と思い、この40年「地域の中で生きる」を実践し続けております。2014年批准した「障害者権利条約」は、私どもに生き方を認めてくれました。

さて、特定非営利活動法人全国障害者生活支援研究会(サポート研)の「第18回全国障害者生活支援研究セミナー」で、やまゆり園事件を取り上げます。セミナーは、2017年2月11日(土)～2月12日(日)、新宿NSビルのNSスカイカンファレンス(30F)で開催されます。私の所属する(運営委員)第5研究会「サポートシステム」では、分科会2「本音で語ろう、ともに生きる社会～相模原事件を越えて」と題して、講演とシンポジウムを行います。第2分科会に来られた皆さまと、やまゆり園の事件を踏まえて、「地域に生きる」本音を語り合いたいと思います(明石が司会をします)。

サポート研は、どんなに重い障害がある人でも、かけがえのない本人の意思をもっているという確固たる信念を共有して運動実践してきました。障害者の権利条約の基本の「本人中心の支援」は、徹底的に個々の権利として実現されるべきものです。

「第18回全国障害者生活支援研究セミナー」(2日目)

◆分科会2 相模原事件を超えて

・・・本音で語ろう、ともに生きる社会

9:00 受付開始 2月12日(日) NSビル3階

9:30 趣旨説明 柴田洋弥(日本自閉症協会・東京)

9:45 基調講演「相模原事件を超えて…私たちに求められる課題」

講師 中野敏子(明治学院大学名誉教授)

12:30 本音で語る「ともに生きる社会」

司会 明石洋子(あおぞら共生会・神奈川)

語る人 清水明彦(西宮市社協・兵庫) 下郡山和子(つどいの家・宮城)

田口道子(性搾取問題と取り組む会・東京) 田口道治(あゆみの家・岐阜)

田部井恒雄(全国兄弟姉妹の会・神奈川) 藤内昌信(ともにネット・東京)

中島博幸(風の谷・神奈川) 中西昌哉(ベタスダの家・京都)

名里晴美(訪問の家・神奈川) 山西孝(白樺園・山梨)

コメンテーター 中野敏子・尾上浩二(DP | 日本会議)

(←サポート研全国セミナーご案内↓)

しかしこの事件で、被害者の氏名が公表されないことをはじめ、個々の顔がある一人の市民としての暮らしが保障されていない現実が、突き付けられました。

事件の容疑者は、現在鑑定留置中であり、犯行動機などの実態説明は裁判等で明白になるでしょうが(なるかな?)、容疑者が発した「障害は不幸しか作らない」「障害者は生きていても仕方がない」「安楽死させた方がいい」という

言葉は、「日本社会の深層に障害者排除の思想が根深く潜在する」ことを感じ、親として言いようもなく、悲しく辛く思います。

今までの私たちが微力ながらも積み上げてきた実践や市民への啓発活動は無駄だったのかと、哀しみと虚無感が押し寄せてきます。

でも、くじけません。障害のある人が地域社会の中で生き生きと暮らせるように、「ともに生きる」社会になるよう頑張りましょう。

昨年師走の忙しい中、例年通り、障害者週間

(←↑ 障害者週間写真と新聞記事)



(12月3日～9日)の土曜日の12月8日には、障害者団体部会の紹介チラシを入れたテ  
ィッシュを4000部、通行中の市民に配りました。私が川崎駅アゼリア入り口に立って配  
布している様子が神奈川新聞に載りました。チラシの表裏に構成18団体を紹介しておりま  
す。チラシの表面には、川崎市自閉症協会が載っています。

(↓障害者週間のテッシュ内のチラシ)



市民への大々的な啓発は、国連が定めた「世界自閉  
症啓発デー」(4月2日)の「発達障害啓発週間」(4  
月2日～8日)でも行い、自閉症の(↓明石撮影写真)  
普及・啓発活動を実施しています。  
平成29年は「第10回ようこそ自  
閉症ワールドへ」を、4月2日(チ  
ッタデッラの中央噴水広場)と、第  
2弾として4月6日「第15回ジェ  
イミーのコンサート」(川崎ミュ  
ーザ)を開催します。世界自閉症啓発



デーは世界中  
で開催される  
一大イベント  
です。日本でも

厚労省や国土交通省が協力して、全国に6万枚ほど  
ポスターを貼って、自閉症の啓発を推進してくれま  
す。今年のポスターに、私が撮ったチッタデッラの  
「ガラスの塔」が掲載されています。また日本自閉  
症協会が啓発デーに配布する、自閉症について書い  
たパンフレットにも、この写真が載り、とても嬉し  
く思います。桜の花を構図に入れたのがよかったの  
かな？ 日本中どころか世界中の人に、このブルー  
にライトアップされた「ガラスの塔」を見ていただ  
けますので、自閉症の啓発活動にご協力してくださ  
る「ラ・チッタデッラ」さんへお礼ができて嬉しいです。(↑世界自閉症啓発デーポスター)



日本の桜とブルー一色に輝く「ガラスの塔」は美しく、絵になりますね。川崎マリエン(川  
崎市港湾局)とこのガラスの塔に加え、「かわさきミュージア」シンフォニーホールにライト  
アップを現在も交渉中です。4月2日のイベントのチラシは作成中(ゆるきゃらフロンタ君  
の貸し出しが4月2日にサッカーの試合がなければOKで返事待ち)ですが、昨年同様、チ

ネッチャ映画街の前の中央噴水広場で、啓発イベント（トーク&ライブ）と「ガラスの塔」の点灯식을4月2日に行います。今年は、川崎市立中央支援学校器楽部の演奏と、スペシャルゲストとして、チッタでご活躍の「ソーズ」の3人のライブがあり、盛り上がること請け合いです。皆様お誘いあわせのうえ、ご来場ください（無料）。

またイベント第2弾の「第15回ジェイミーのコンサート」は、ピアノ小川典子さん、バイオリン大谷康子さんの豪華版。4月2日も、4月6日も、明石は、自閉症の理解と支援についての啓発の話をいたします。

さて、自閉症協会の他の活動についても少しお話ししましょう。今私は、4月の啓発デーの準備に追われていますが、会員向けに、「オーディズムカフェ」を毎月1回、エポックなからは5階のボランティア交流室ABをお借りして継続しています。昨年11月は、「就労」がテーマ。講師は、長年の友人で、現在「あゆ工房」の施設長の飯島克己氏さんをお願いしました。担当者が書いた紹介文は、『飯島さんは、特例子会社づくりの指導的立場で有名な



(↑世界自閉症デーのパンフレットの表)

「電機神奈川」の「南部就労援助センター」で、多くの障害者の就労を支援されてきました。その経験を生かした、一般就労・チャレンジ雇用・特例子会社・就労移行・就労継続など、色々なお話しや相談にも応じて頂こうと思います。是非お話しできる良い機会ですのでご参加ください。明石会長からも、ご自身の徹之さんの公務員就職の

お話しもさせていただきます。12月は忘年会も兼ねて（食事をしながら）自閉症協会の活動への要望や近況報告など話し合いました。1月は、「親亡き後を考える」をテーマに（2月も同テーマ）、開催します。次は生活訓練会「バスハイク」の話をします。



(↑バスハイクの下見に、東大ゼミ生と)



(←ピザ作成中)



当協会の活動で改革したことは、福祉バスを使って親子で行っていた「生活訓練会」の趣旨に、自閉症を理解し支援していただくために「学生ボランティア養成」を追加し、私が講義等で関係のある東京大学と神奈川大学の学生さんを、バスハイクのボランティアさんにお



(↑ピザ焼き上がり)

願いましたことです。今回、5大学にボランティア募集をかけましたが、この2大学が応募してくださり、10月30日（日）三浦のソレイユの丘と三崎漁港のバスハイクを行いました。昼食を兼ねて、ピザ作りに奮闘しました。学生の代表さんは下見から付き合っ下さり、今後は企画も運営も学生さん達にお願いしたいと考えております。学生ボランティアさん募集中。バスハイクは、年2回開催（次回は2月25日）しております。他に月3回の体育訓練会（体操とリトミック）など、日常的にも活動しておりますので、ボランティアさんの参加大歓迎です。応援よろしくお願いたします。

また、この東大の学生さんたちが書いた「障害者のリアル×東大生のリアル」（野沢和弘編）の本の出版記念会（ぶどう社主催）が11月18日に、日本プレスセンターで行われました。野沢さんや浅野史郎さん（対談集「輝く命の伴走者」も出版）にお慶びを申し上げるとともに、市毛研一郎さんが亡き後、遺志を受け継がれた荒未知子さんや市毛さやかさん、おめでとうございます。招待された自閉症協会の仲間と、お祝いに来られた橋本大二郎さんとの写真も撮りました。会場には、日ごろからお世話になっている村木厚子さんはじめ、北海道から九州まで、関わりの深い友人がたくさん来られて、同窓会のように、旧交を温めることもできました。

(浅野氏、野沢氏、東大ゼミ生登壇→)



(↑↓出版記念会にて)

また、旧交と言えば、徹之の高校の恩師の小島吾朗先生から、お誘いを受け、9月18日アートガーデンかわさきで開催された、緒方真太郎遺作展に徹之と伺いました。とても繊細で緻密でカラフルな素晴らしい絵を拝見し、奥様から緒方さんの生き様をお聞きし、感動を覚えました。何より小島先生にお会いできて感激です。



さて、「親亡き後を考える」については、NPOかわさき障がい者権利擁護センターでも、昨年からの親亡き後をテーマに「模擬相談会」を開催しています。昨年開催（3回）は私も講師の一人でした。今年最初の2月の講演会は、チラシのように、大石剛一郎弁護士と神谷直司法書士を講師に迎え、意思決定支援や相続の話をしてもらいます（チラシ添付）。

(↑アートガーデンかわさきにて)  
9

2016 緒方真太郎遺作展



日 9月17日(土) - 9月18日(日)  
\*10:00 - 17:00  
[最終日は午後3時まで]  
会 場 アートガーデンかわさき  
[新緑ビル2階・11バウク3階]  
TEL. 044-(200)1415

かわさき障がい権利擁護センター 後援者協会（通称アソ） 宛先 川崎市幸町

も ち ぞうじんの ちやう じ ちやう じ  
**模範相談会 親亡き後のために、今すべきこと**  
 ～誰がいのあそびが、親亡き後も楽しく暮らしているために～

日時 平成29年3月3日（日） 10:00～12:00 (9:30より受付)  
 場所 川崎市障害者福祉センター（エポックなびはら） 7階 第3会議室  
 (JR西武中野駅 下車徒歩1分) 電話 044-722-0180


プログラム（後援者発表） ＊異議の届しではありません。  
 1. 後援者 関根順一（弁護士） 持谷浩（自治体職員） ＊敬称略  
 2. 相談員 関根順一（弁護士） 持谷浩（自治体職員） ＊敬称略

相談員 関根順一 持谷浩  
 関根順一：自分の意思をありのままに伝える権利擁護の専門家  
 30年近く 甲斐ののり屋、持谷浩との3人暮らし、障害者生活支援員で活躍  
 持谷浩：23歳のときに重度の知的障害を発見、現在は母親と同居  
 50代男性 障害のある障害者、高齢の親との3人暮らし、近ごろは家族がいない、施設で生活している。

後援者発表 12:30～13:30 ＊お申し込み不要  
 ＊参加費は無料となります。

申し込み 1月23日 までにお申し込みください。  
 申し込み先 ①お申し込みの受付（お申し込みの受付）②お申し込みの受付  
 申し込み先 かわさき障がい権利擁護センター  
 電話 060-1108-3548 郵送先 044-433-4325  
 メール kawakem2146@yahoo.co.jp  
 ＊お申し込みの受付は前記の電話番号にお願いいたします。

主催 かわさき障がい権利擁護センター  
 協賛 特定非営利活動法人 かわさき障がい権利擁護センター  
 協賛 川崎市の関係者、市民の皆さんと専門機関などが中心となって、障がいのある人の権利を  
 守るための活動を行っています。



また、NPOかわさき障がい者権利擁護センターでは、2007年の設立準備会から丸10年になるので、この10年の活動を報告し、権利擁護の啓発も兼ねて、記念誌を作成中（4月発行予定）。この冊子作りにも時間をとられ、多忙を極めています。（↓榎本社長と浦崎弁護士と）

このNPOでは4件の後見業務をしておりますが、保険等でお世話になっている（あおぞら共生会の利用者も加入の）「ぜんち共済」の10周年記念の祝賀会にも行ってきました。佐藤彰一弁護士等権利擁護センターのネットワークの皆さまとの旧交も温めました。



さて、「親亡き後も、自分らしく地域で暮らし続けるために」をテーマに、日本各地で講演を頼まれることが多くなりましたが、下記のチラシは、武蔵野市の「こだまネット」講演会。野沢さんと大門さんと私の鼎談でした。講演後、武蔵野市の施設など案内していただきとても勉強になりました。下記チラシが素敵。（いっしょの前で→）


さて、親亡き後の徹之の伴走者はあおぞら共生会の「地域相談支援センターいっしょ」がなってくれると思っています。親亡き後は、権利擁護のツールの一つである成年後見制度と、相談事業所が核になると思います。ソフト面の充実、よろしく願いいたします。



さて、私はあんしんセンターの業務監督審査員や川崎市社協の市民後見養成講座の講師をしていますが、今年は市民対象にシンポジウムの基調講演をすることになりました。「障害のある子の親として成年後見制度に期待すること」がテーマです。成年後見の見直しも見据えて、期待と課題も話しましょう。

**成年後見制度普及啓発シンポジウムのご案内**

平成29年3月18日（土）午後1時から、川崎市総合福祉センター（エポックなびはら）にて、成年後見制度普及啓発シンポジウムを開催いたします。  
 成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等の理由により、判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援する制度です。  
 今年度は障害のある方、その親族の方の方向のテーマで行い、親亡きの生活を支える仕組みとしての成年後見制度について一緒に考える機会としたいと考えております。基調講演では、全国約10ヶ所開催されている社会福祉法人あおぞら共生会の明石洋子氏にご講演いただき、後半のシンポジウムでは、成年後見制度に関わる専門職の方々からご意見を伺いながら、制度の現状やこれからの成年後見制度について考えます。



【職】あおぞら共生会 明石洋子氏

市社協の広報紙に10頁掲載のお知らせが載って各家庭に配布されました。

平成29年3月18日（土）12時から16時、エポックなかはら7階大会議室（先着150名）で、川崎市社会福祉協議会主催（共催川崎市）で開催されます。お時間がありましたら、どうぞご来場くださいませ。

では、前回の「明石通信」後の講演会の話をし少しします。北は青森県から、南は鹿児島県まで、日本各地に伺いました。特に久しぶりに行ったのは金沢市、会津若松市、新居浜市です。宿泊付きでしたので、近郊の観光もしました。鹿児島と青森は2泊しましたので、観光もでき、友人たちにも会えて旧交を温めました。青森県教育委員会の講演依頼は今年で5年目になり、昨年「青森県で行っていない下北半島に行きたい」と言いましたら、28年度、十和田市（11月）とむつ市（29年1月）で、地元のPTA合同講演会として企画されました。本当は恐山に行きたかったのですが、11月も1月も閉山していて残念！

最近特に普通学校からの講演依頼が来ており、11月の十和田市の普通小中学校PTAの講演会の感想を掲載します。啓発だけでなく、普通児の子育てにもお役に立ったようです。

#### 平成28年度発達障害の理解啓発講演会感想（一部抜粋）

- こだわりを否定せず、興味のあることを生かして就職。障害児に限らず、健常児にも生かせる親の態度だと思った。
- 将来について不安な気持ちがあったが、今回の講演を聞いて救われた気がした。（軽度の障害がある子の保護者）
- 障害への理解が深まった上、自分の子育てについても関わりを感じた。見守りと介入は違うのだなと感じた。
- 自分の人生の中で自閉症とは関わりがなかったが、講演を聞いて障害のある方も積極的に接していこうと思った。
- 実体験を聞き、自分の子にも少し近い部分があり、共感を覚え、今後の子育ての参考にしたい。
- 自分自身を振り返って、自分の子供を全く見ていなかったと反省。自分にできることをしっかり積み重ね、明石さんのような親を目指したい。
- 普通児に対しても、普段の子育てに通じるものがあり、今後の子育ての勉強になった。
- 自分の子供に対する接し方、自閉症についての考え方を改めて考えたいと思った。
- 否定的ではなく肯定的に伝えるということは、今の子育てに役立つ情報だった。
- 明石さんから障害と向き合い、理解するという強さを感じ、障害に対しての視野が広がった。
- 親の考え方で子供は変わるのだなと、親はじめ人との関わり方の大切さを思った。
- 障害、子育てだけでなく、社会人としても考えを改める講演だった。大変すばらしい講演を企画していただき、感謝。
- 子供がここで生きていくためには、地域や学校関係者の協力を得る必要があるとの思いがひしひしと伝わってきた。
- お話がとても分かりやすかった。徹之さんのお話、動画を通して、洋子さんの経験を実感することができた。
- ノーマライゼーションの意味が、講演を聴いてより分かった。人に優しくなれる気がしてきた。
- 障害のある子供たちと共に育つことで感性が豊かになり、多様な価値観がもてる人間になるということが分かった。
- 特別支援学級にいる息子の親として、息子の将来に不安が多かったが、方向性や考え方についてとても参考になった。
- やったことを叱るよりもなぜそのことをしたのか、そのことをしないですむ方法はと言う発想は勉強になった。
- 子供が養護学校高等部。明石さんのお話を聞いてとても前向きになり、励まされた気持ちになった。
- 今日の講演を聴いて、親子共々肯定的な生き方をしていきたいと思った。





講演会の写真を少し載せます。松山、鹿児島、豊橋、金沢、千葉の講演旅行の写真です。



(↑28年8月28日誕生会)

会などで、孫たちの成長を感じています。

では今年もどうぞよろしくお願いたします。「明石通信」のデータご希望の方は、下記アドレスにご連絡ください。frijt-aozora7363@docomo.ne.jp

超多忙の毎日のストレス解消は、温泉とミュージカル鑑賞。ストレスがたまると観劇に出かけています。最後に家族の話を。福岡の母は99歳、認知症は進行しましたが食欲もあり元気で100歳は大丈夫。

政嗣一家とは、誕生会や運動会、新年 (白ずくめで宝塚フェアウエル↑)



(↑29年1月8日新年会)